

袖ヶ浦市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例（案）の概要説明

1 条例制定の背景

令和 6 年 6 月 1 2 日に公布された、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 7 号）により、全ての乳幼児の健やかな成長を支援し、子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、柔軟に保育サービスを利用できるよう支援を強化することを目的に、0 歳 6 か月から満 3 歳未満で保育所等に通っていないこどもを養育している家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、「乳児等通園支援事業」（こども誰でも通園制度）が創設されました。この乳児等通園支援事業は、令和 7 年 4 月 1 日から子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ、令和 8 年 4 月 1 日からは、同法にて乳児等のための支援給付として給付化されます。

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 4 条の 1 6 第 1 項においては、市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を条例で定めなければならないとされており、同条第 2 項において、その条例は令和 7 年 1 月 1 4 日に公布された乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）で定める基準に従い定め、又はそれを参酌するものとされています。

本市は、令和 8 年度から乳児等通園支援事業を新たに実施する予定であることから「袖ヶ浦市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定しようとするものです。

2 条例制定の目的

乳児等通園支援事業が、市町村による認可事業とされたことから、法

第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に関し、必要な事項を定めることを目的とするものです。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 近隣市の状況

木更津市：令和8年4月1日施行予定
(令和7年12月議会上程予定)

君津市：令和8年4月1日施行予定
(令和7年12月議会上程予定)

富津市：令和8年4月1日施行予定
(令和7年12月議会上程予定)

市原市：令和8年4月1日施行予定
(令和7年9月議会上程)

5 条例における基本的事項

第1条（趣旨）

本条は、法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）に関し、必要な事項を定めることを規定するものです。

第2条（最低基準の目的）

この条例で定める基準の目的は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が利用乳幼児又は保護者に対して乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障するものである旨を規定するものです。

第3条（最低基準の向上）

市長は、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができること及び市は、最低基準を常に向上させるように努めることを規定するものです。

第4条（最低基準と乳児等通園支援事業者）

乳児等通園支援事業者は、常にその設備及び運営について向上させる義務を負うこと等を規定するものです。

第5条（乳児等通園支援事業者の一般原則）

乳児等通園支援事業者における乳児等通園支援の提供の在り方や乳児等通園支援事業者及び設備に関する一般原則を規定するものです。

第6条（乳児等通園支援事業者と非常災害）

乳児等通園支援事業者が行う非常災害対策を規定するものです。

第7条（安全計画の策定等）

乳児等通園支援事業者が安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画を規定するものです。

第8条（自動車を運行する場合の所在の確認）

乳児等通園支援事業者が自動車を運行する場合に利用乳幼児の乗降車時に所在の確認と車内に置き去りを防止するよう、講じるべき必要な措置について規定するものです。

第9条（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件を規定するものです。

第10条（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

乳児等通園支援事業者の職員は、知識及び技能の向上等に努める義務を有し、乳児等通園支援事業者は、そのための研修の機会を確保する義務がある旨を規定するものです。

第11条（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

乳児等通園支援事業所が、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準を規定するものです。

第12条（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児に対し差別的な取扱いをしてはならないことを規定するものです。

第13条（虐待等の防止）

乳児等通園支援事業者の職員の虐待等の行為の防止について規定するものです。

第14条（衛生管理等）

乳児等通園支援事業者の衛生管理、感染症等の発生やまん延の防止等の措置を講ずる義務等について規定するものです。

第15条（食事）

乳児等通園支援事業者が食事の提供を行う場合において、調理機能を有する設備の設置について規定するものです。

第16条（乳児等通園支援事業所内部の規程）

乳児等通園支援事業者が定めなければならない重要事項に関する規程について規定するものです。

第17条（乳児等通園支援事業所に備える帳簿）

乳児等通園支援事業者が備える帳簿について規定するものです。

第18条（秘密保持等）

乳児等通園支援事業者の職員の秘密保持に関する責務及び乳児等通園支援事業者が秘密保持に関する措置を講じなければならない旨を規定するものです。

第19条（苦情への対応）

乳児等通園支援に関する苦情に対する対応等について規定するものです。

第20条（乳児等通園支援事業の区分）

乳児等通園支援事業の区分について規定するものです。

第 2 1 条（設備の基準）

一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準を規定するものです。

第 2 2 条（職員）

一般型乳児等通園支援事業における保育士等の職員の配置について規定するものです。

第 2 3 条（乳児等通園支援の内容）

一般型乳児等通園支援事業者が実施する乳児等通園支援の内容を規定するものです。

第 2 4 条（保護者との連絡）

一般型乳児等通園支援事業を行う者が利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等に関して、その保護者の理解等を得るよう努めなければならない旨を規定するものです。

第 2 5 条（設備及び職員の基準）

余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準について規定するものです。

第 2 6 条（準用）

余裕活用型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援の内容、保護者との連絡について、第 2 3 条及び第 2 4 条の規定を準用することを規定するものです。

第 2 7 条（暴力団の排除）

市及び乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業から暴力団を排除するための措置を講ずることを規定するものです。

第 2 8 条（電磁的記録）

乳児等通園支援事業者及び職員が記録、作成その他これらに類するもののうち書面で行うことが規定されている又は想定されているものは、書面に代えて、電磁的記録による対応も可能である旨を規定するものです。

第 2 9 条（委任）

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に関し、この条例で定めるもののほか、必要な事項は、別に定めることを規定するものです。

附 則

この条例の施行期日を規定しています。